

平成 20 年 12 月 8 日

○補装具（補聴器）調査について

- 1) 今回調査の回収率がおもわしくなかった理由としては、そもそも、補装具費支給制度による補聴器の取扱いの比率は、製造においても販売においても約 10%しかなく、製造経費や販売経費全般が市販品に依存する形態となっていることから、補装具制度に対応する補聴器のみに関わるデータの抽出が困難な面があることが考えられます。
- 2) 販売価格から仕入れ価格を引いた粗利益額は、確かに一定程度ありますが、販売に関わる間接経費部分の詳細な実態が明らかにされなければ、一概に利益が出ているとは評価できないと考えられます。
- 3) 補装具費支給制度による補聴器の価格は、補聴器を単に供給するだけでなく、適合し補聴器効果が証明されるまでを包括して考えるべきと思います。

※ そこで、以下の補足調査を実施すべきではないかと考えます。

○補装具（補聴器）補足調査（案）について

- 1) 販売間接経費を明らかにするためのサンプル調査の実施
補装具費支給制度による補聴器の取扱いが比較的多い販売店の協力を得て、調査目的を良く理解してもらい、販売間接経費の内訳と調整費経費のサンプル調査を実施し、調整費（フィッティングに要する費用）の実態を把握してはどうかと考えます。
- 2) 補装具費支給制度における補聴器の基本構造について
現行制度上の補聴器の基本構造は、利得性能と最大出力の抑制が規定されています。しかし、現在の補聴器は、デジタル方式により補聴効果を向上させる多くの機能が搭載できます。（例：言葉の明瞭度を向上させるための周波数調整機能、日常生活の騒音抑制機能等。）これらの機能が、真に必要な方に提供されるよう、基本構造の見直しについても、検討できるための調査が必要と考えます。

これらの事項を今回に引き続き調査に加えて継続することで、補装具費支給制度における補聴器の価格等の実態が明らかになると思われれます。

以 上

補装具評価検討会・臨時メンバー 石井喬志